

# 瀬田川流域タイムラインについて

# 瀬田川流域タイムラインについて

○瀬田川流域の関係機関による瀬田川流域水防災タイムライン(令和6年度版)を作成した。

## 瀬田川流域水防災タイムライン(令和6年度版) 【ステージ0】

ステージ-(平時)における対応												
No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象 災害	行動項目 (第3階層)	役割分担						備考	
					国		滋賀県			自治体		
					彦根 地方 気象台	琵琶 湖河 川事 務所	流 域 政 策 局	防 災 危 機 管 理 局	大 津 土 木 事 務 所	大 津 市		
1	指揮	体制の確立	共通	部内連絡体制の再確認	◎							
2	現場対応	危険箇所・被災箇所対応	共通	危険箇所等の点検		◎			◎	◎		
3			洪水	重要水防箇所等の点検		◎			◎	◎		
4			共通	観測機器障害の対応		◎	◎					
5		資機材の確保	共通	現有システムの動作確認		◎	◎					予測システム、通信システム等
6			共通	気象測器・機器(雨量計、水位計)の確認	◎	◎			◎			
7			共通	発動発電機の確認	◎	◎						
8			洪水	水防・土のう等資機材(ブロック、杭、スコップ等)の確認		◎			◎	◎	◎	
ステージ0(準備)における対応：タイムラインの立ち上げ										トリガー：野洲川流域が台風の3日予報円に入る		
9	情報	防災情報	共通	防災メール	発	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット	
10-1			共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達	発			受				気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
10-2							受	発	受			
10-3							◎			(受)		
11					共通	台風説明会の開催	◎	(受)	(受)	(受)	(受)	
12			共通	危機感共有Web会議の開催	◎	◎					降雨予測や水位予測に基づいて琵琶湖河川事務所、気象台が会議の開催を判断	
13-1			共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達	発			受				気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
13-2							受	発	受	受		
13-3							◎			(受)		
14-1					洪水	河川情報の伝達(川の防災情報) 河川情報、洗堰放流量の伝達(滋賀県土木防災情報システム、琵琶湖河川事務所HP)		◎	(受)	(受)	(受)	
14-2		◎(受)	◎(受)	(受)			(受)	(受)	ステージ1～5においても常に情報アップ			
15	指揮	体制の確立	共通	職員の参集			◎	◎		◎	県は注意報で、自治体は警報で参集	
16	住民対応	避難の呼びかけ	共通	台風接近に伴う注意喚起				◎		◎		
17	現場対応	施設の保全	共通	人員の確保		◎	◎			◎		
18			共通	緊急時連絡体制の再確認		◎	◎				◎	
19			洪水	重要点検箇所・重要水防箇所の状況把握						◎	◎	
20		資機材の確保	共通	緊急に備えた資機材(ブロック、杭、スコップ等)の確認							◎	
21			洪水	樋門操作員の準備		◎					◎	
22			洪水	土のうの準備			◎				◎	◎

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

# 瀬田川流域タイムラインについて

## 瀬田川流域水防災タイムライン(令和6年度版)

## 【ステージ1】

ステージ1(準備)における対応：

トリガー：水防警報(待機・準備)発表

○氾濫注意水位(関ノ津水位観測所2.0m、鳥居川水位観測所0.8m)に達すると見込まれる2時間前

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担						備考	
					国		滋賀県			自治体		
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	大津土木事務所	大津市		
23	情報	防災情報	共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット	
24-1			共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受			気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信	
24-2							受	発	受	受	滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
24-3							○			(受)		
25-1			共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受			気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信	
25-2							受	発	受	受	滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
25-3							○			(受)		
26-1			洪水	水防警報発表			発	受				琵琶湖河川事務所が流域政策局に伝え、流域政策局から土木事務所・自治体に連絡
26-2							発	受	受	受		
27	洪水	洗堰放流状況の伝達(琵琶湖河川事務所HP)	(受)	○	(受)	(受)	(受)	(受)				
28	洪水	防災操作開始の伝達(滋賀県土木防災情報システム)		(受)	○							
29	指揮	体制の確立	共通	警戒体制への移行		○	○	○	○			
30		関係機関との連携	共通	自治体への注意喚起				○				
31	組織内対応	体制の確立	共通	対応可能な体制の確保	○							
32			共通	組織内での情報共有	○							
33			共通	職員の招集・待機	○							

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

# 瀬田川流域タイムラインについて

## 瀬田川流域水防災タイムライン(令和6年度版)

## 【ステージ2】

ステージ2(注意)における対応：

トリガー：洪水予報(氾濫注意情報)発表

- 氾濫注意水位(関ノ津水位観測所2.0m、鳥居川水位観測所0.8m)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位(関ノ津水位観測所2.6m、鳥居川水位観測所1.3m)未満の状態が継続しているとき
- 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担						備考		
					国		滋賀県			自治体			
					彦根 地方気象台	琵琶湖 河川事務所	流域 政策局	防災 危機 管理局	大津 土木 事務所	大津 市			
34	情報	防災情報	共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット		
35-1			共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受				気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
35-2							受	発	受	受			
35-3							◎			(受)			
36-1			共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受				気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信	
36-2							受	発	受	受			
36-3							◎			(受)			
37-1			洪水	水防警報発表				発	受				琵琶湖河川事務所が県流域政策局に伝え、流域政策局から土木事務所・自治体に連絡
37-2							発	受	受	受			
38					洪水	洪水予報(氾濫注意情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	受	
39	洪水	洗堰放流状況の伝達(琵琶湖河川事務所HP)			(受)	◎	(受)	(受)	(受)	(受)			
40	指揮	体制の確立	共通	警戒体制への移行		◎	◎	◎	◎	◎			
41			共通	注意体制(気)	◎								
42			共通	災害警戒本部の設置							◎	【参考】滋賀県設置基準 県内の全域で大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき、2以上の土木事務所管内の市町で土砂災害警戒情報が発表され、かつ広域的な災害が想定される時	
43			共通	自治体への注意喚起					◎				
44			共通	関係機関との連携	共通	県へのリエゾンの派遣(気)	発			受			現象が見込まれる場合に気象台側から派遣することもあれば、県の要請により派遣することもある
45	共通	共通	ホットライン(気象台→市担当)	発						受			
46	住民対応	避難の呼びかけ	共通	市民への注意喚起						◎			
47		避難所開設	共通	避難所開設の準備(人員確保)						◎			
48			共通	避難所の開設						◎			
49	組織内対応	体制の確立	共通	対応可能な体制の確保		◎				◎			
50			共通	組織内での情報共有		◎				◎			
51			共通	職員の招集・待機		◎				◎			
52			共通	警戒巡視および現場広報の実施		◎				◎			

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

# 瀬田川流域タイムラインについて

## 瀬田川流域水防災タイムライン(令和6年度版)

## 【ステージ3】

ステージ3(警戒)における対応：

トリガー：洪水予報(氾濫警戒情報)発表

- 氾濫危険水位(関ノ津水位観測所2.8m、鳥居川水位観測所1.4m)に到達すると見込まれるとき
- 避難判断水位(関ノ津水位観測所2.6m、鳥居川水位観測所1.3m)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- 避難判断水位を超える状態が継続しているとき

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担						備考	
					国		滋賀県			自治体		
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	大津土木事務所	大津市		
53	情報	防災情報	共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット	
54-1			共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受			気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信	
54-2						受	発	受	受	滋賀県土木防災情報システムにより常時配信		
54-3						◎			(受)			
55-1			共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受			気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信	
55-2						受	発	受	受	滋賀県土木防災情報システムにより常時配信		
55-3						◎			(受)			
55		洪水	洪水予報(氾濫警戒情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	受			
56		洪水	洗堰放流状況の伝達(琵琶湖河川事務所HP)	(受)	◎	(受)	(受)	(受)	(受)			
57	指揮	体制の確立	共通	災害警戒本部の設置						◎	【滋賀県設置基準】 県内の全域で大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき、2以上の土木事務所管内の市町で土砂災害警戒情報が発表され、かつ広域的な災害が想定されるとき	
58			共通	災害対策本部の設置						◎		
59			共通	警戒体制(気)	◎							
60		関係機関との連携	共通	ホットライン(琵琶湖、気象台→市長)	発	発				受		
61	住民対応	避難所開設	共通	避難所の開設						○		
62			共通	避難の呼びかけ	共通	高齢者等避難の発令・伝達					◎	
63					共通	高齢者等避難の広報						◎
64	要配慮者対応	福祉避難所開設	共通	福祉避難所の開設						◎		
65	組織内対応	体制の確立	共通	高齢者等避難の伝達						◎		

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

# 瀬田川流域タイムラインについて

## 瀬田川流域水防災タイムライン(令和6年度版)

## 【ステージ4】

ステージ4(危険)における対応：

トリガー：洪水予報(氾濫危険情報)発表  
 ○急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位(関ノ津水位観測所2.8m、鳥居川水位観測所1.4m)を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき  
 ○氾濫危険水位に到達したとき  
 ○氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担						備考	
					国		滋賀県			自治体		
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	大津土木事務所	大津市		
66	情報	防災情報	共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット	
67-1			共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受				気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
67-2							受	発	受	受		
67-3							◎			(受)		
68-1			共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受				気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
68-2							受	発	受	受		
68-3							◎			(受)		
69				洪水	洪水予報(氾濫危険情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	受	
70				洪水	洗堰放流状況の伝達(琵琶湖河川事務所HP)	(受)	◎	(受)	(受)	(受)	(受)	
71			指揮	体制の確立	共通	災害対策本部の設置		◎				◎
72	共通	非常体制への移行				◎						
73	関係機関との連携	共通		ホットライン(琵琶湖→市長)		発					受	
74		共通		リエソンの派遣		発	受				必要な機関に派遣 派遣元は近畿地整	
75	住民対応	避難所開設	共通	避難場所の追加開設						◎	検討段階も含む	
76		避難の呼びかけ	共通	避難指示の発令・伝達						◎	検討段階も含む	
77			共通	避難指示の広報						◎	検討段階も含む	
78	組織内対応	体制の確立	共通	警戒巡視および現場広報の実施【継続】						◎	検討段階も含む	

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

# 瀬田川流域タイムラインについて

## 瀬田川流域水防災タイムライン(令和6年度版)

## 【ステージ5】

ステージ5(災害切迫)における対応:

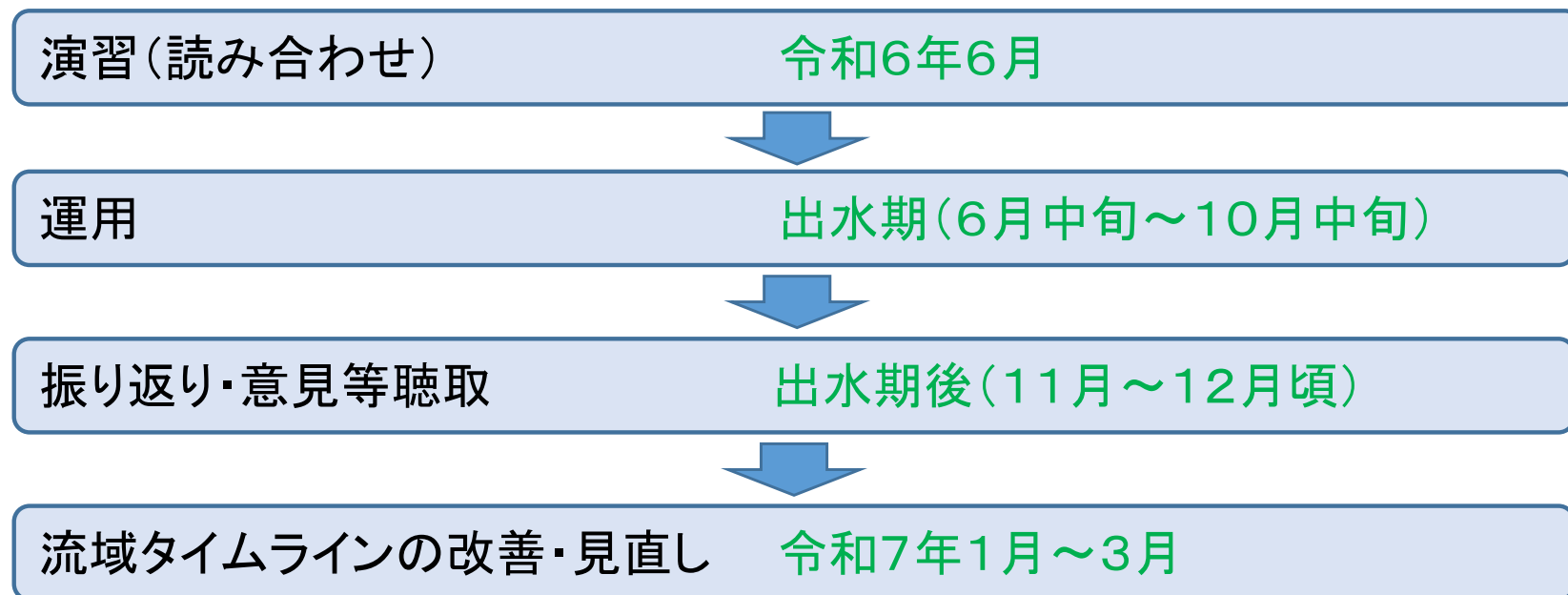
トリガー: 洪水・内水:危険水位到達、氾濫発生

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象 災害	行動項目 (第3階層)	役割分担						備考	
					国		滋賀県			自治体		
					彦根 地方 気象台	琵琶 湖 河川 事務所	流域 政策 局	防災 危機 管理 局	大津 土木 事務所	大津 市		
79	情報	防災情報	共通	防災メール(状況に応じて)	発	受	受	受	受	受	気象予警報の発表・伝達とセット	
80-1			共通	【防災気象情報】 気象情報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受				気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
80-2							受	発	受	受		
80-3							◎			(受)		
81-1			共通	【防災気象情報】 気象予警報の発表・伝達【継続】(状況に応じて)	発			受				気象台から滋賀県には防災情報伝達・提供システムで、県から自治体へは防災FAXで送信 滋賀県土木防災情報システムにより常時配信
81-2							受	発	受	受		
81-3							◎			(受)		
82	指揮	体制の確立	洪水	洪水予報(氾濫発生情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	受		
83			洪水	洗堰放流状況の伝達(琵琶湖河川事務所HP)	(受)	◎	(受)	(受)	(受)	(受)		
84			共通	災害対策本部の設置(気、県)	◎		◎	◎				
85			共通	被害状況に応じた今後の対応検討	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
86			共通	災害派遣要請(市→県→自衛隊)				発			発	
87			共通	関係機関との連携		発					受	
88			住民対応	避難所開設	共通	避難場所の追加開設						◎
89	避難の呼びかけ	共通		緊急安全確保の発令・伝達						◎	検討段階も含む	
90	共通	人命救助								◎		
91	緊急対応	避難誘導・救出救護	共通	救助応援要請への対応						◎		
92			共通	救助活動車両駐車場の確保							◎	
93			共通	救助活動宿営地の確保							◎	
94			共通	災害発生地までのルート決定							◎	
95			共通	交通規制範囲の検討							◎	
96		交通規制	共通	交通規制の実施							◎	
97			共通	通行止めの情報提供							◎	
98			共通	緊急自動車等が優先通行できる道路の確保							◎	
99			共通	救助応援要請							◎	
100			共通	立入規制区域の設定・部隊の投入							◎	
101	現場対応	危険箇所・被災箇所 対応	共通	被災箇所の状況把握		◎			◎	◎		
102			共通	道路・ライフラインの復旧							◎	
103			共通	応急復旧の応援要請(災害協定業者の派遣)		◎	◎				◎	

凡例 ◎:行動の主体 ○:継続して実施 発:情報の発信者 受:情報の受け手 (受):必要に応じて情報取得

# 流域タイムラインの運用について

- 「瀬田川流域水防災タイムライン(令和6年度版)」の運用を開始するにあたり、流域水防災タイムラインの周知徹底、行動内容の理解・習熟のための演習(読み合わせ)を出水期前に実施する。
- また、出水期後には運用内容、実績の振り返りを行い、瀬田川流域水防災タイムラインの改善・見直しを行う予定である。



流域タイムラインの運用・スケジュール



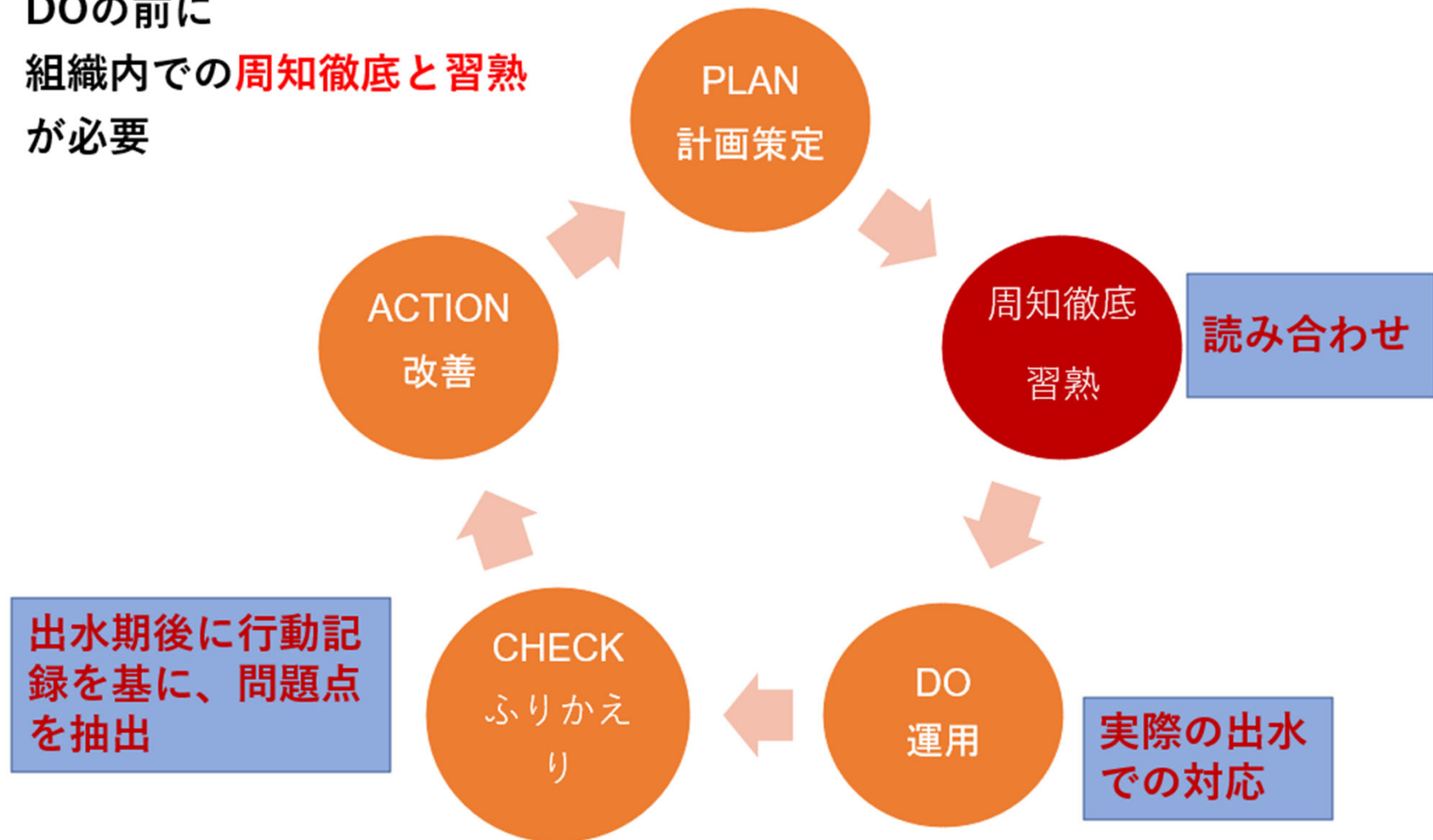
# 流域タイムラインの運用について

## 演習(読み合せ)の位置づけ

周知徹底・理解・習熟が重要

DOの前に

組織内での周知徹底と習熟  
が必要



# 流域タイムラインの運用について

## 演習(読み合せ)の概要

- 司会が読み上げるステージ毎の主な行動項目について、担当機関は手元のカードを挙げて確認
- 行動項目等について、疑問に思ったことなどを付せんに記載
- 終了後に以下を中心に意見交換
  - ・ 行動項目、文言のわかりやすさ
  - ・ 行動のタイミングの確認、変更
  - ・ 関係機関との連携の確認、変更

実際の  
出水対応  
前に  
役割を確認

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担																				
					産根 地方 気象台	琵琶湖 河川 事務所	流域 政策 局	防災 危機 管理 局	南 部 土 木 事 務 所	甲 賀 土 木 事 務 所	近 江 八 幡 市	津 市	自 治 体	守 山 市	野 洲 市	湖 南 市									
33	情報	防災情報	共通	気象予報の発表・伝達【継続】	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発			
34			共通	気象情報の発表・伝達【継続】	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発		
35			洪水	水防警報発表	発	○(発)	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	
36			洪水	洪水予報(注意注意情報)発表・伝達	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発
37			洪水	ダム放流状況の伝達	発	○(発)	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発
38			洪水	防災操作開始の伝達	発	○(発)	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発
39			対応状況	共通	交通規制状況の伝達【継続】	発	○(発)	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発	発
40			体制の確立	共通	警戒体制への移行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	指揮	共通	注意体制(気)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
42	関係機関との連携	共通	自治体への注意喚起	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
43	住民対応	共通	県へのリエソンの派遣(気)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44	住民対応	避難の呼びかけ	共通	市民への注意喚起	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
45	緊急対応	体制の確立	共通	緊急対応可能な体制の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46	緊急対応	体制の確立	共通	組織内での情報共有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	緊急対応	体制の確立	共通	部隊の招集・待機	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	緊急対応	体制の確立	共通	警戒監視および現場広報の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

凡例 ◎: 行動の主体 発: 情報の発信者 受: 情報の受け手 (受): 情報の取り手



情報の発信者である場合



情報の受信者である場合



野洲川における昨年度の実施状況  
(令和5年8月9日 13:30~15:00)